

株式会社エコ配運送約款

目次

- 第一章 総則（第二条）
- 第二章 運送の引き受け（第二条一第八条）
- 第三章 荷物の引渡し（第九条一第十三条）
- 第四章 指図（第十四条・第十五条）
- 第五章 事故（第十六条一第十八条）
- 第六章 責任（第十九条一第二十七条）

第二章 総則

（適用範囲）

この約款は、宅配便運賃が適用される荷物の運送に適用されます。
この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
当店は、前二項の規定にかかるわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

（受付日時）

当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に記載し、第五号から第十四号までは当店が記載するものとします。
ただし、第九号は記載しない場合があります。

（送り状）

当店は、荷物の運送を引き受けるときに、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは荷送人が記載し、第五号から第十四号までは当店が記載するものとします。

（荷物の品名）

当店は、荷物の運送を引き受けるときに、次の事項を記載した送り状を荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。

（宅配便名）

荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号

（荷物の品名）

当店は、荷物の運送を引き受けるときに、次の事項を記載した送り状を荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。

- 犬、ネコ、小鳥等のペット類
- 再発行が困難な受取票、パスポート、車検証類
- 毒物及び劇薬類
- 複数の個人情報が内容物に含まれたもの
- 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
- 荷物の価格により拒絶するもの
- 荷物一梱包の価格が三十万円を超えるもの
- 荷物の容積により拒絶するもの
- 荷物の三辺合計が80センチを超えるもの
- 天災その他やむを得ない事由があるとき。

- 荷物を受け取るときに、国土交通大臣に届け出た運賃その他の運送に関する費用（以下「運賃等」という。）を收受します。
- 当店は、荷物を受け取るときに、第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号（記載ない場合を除く）、第十二号及び第十三号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に貼り付けます。
- 荷物の引渡しを行う日
- 当店は、次の荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡すときに運賃等を荷受人から收受することを認めることができます。
- 運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 当店は、收受した運賃の割戻しません。

（外装表示）

- 当店は、荷物を受け取るときに、第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号（記載ない場合を除く）、第十二号及び第十三号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に貼り付けます。
- 荷物を受け取るときに、国土交通大臣に届け出た運賃その他の運送に関する費用（以下「運賃等」という。）を收受します。
- 当店は、荷物を受け取るときに、第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号（記載ない場合を除く）、第十二号及び第十三号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に貼り付けます。

（運賃等の收受）

- 当店は、荷物を受け取るときに、国土交通大臣に届け出た運賃その他の運送に関する費用（以下「運賃等」という。）を收受します。
- 当店は、前項の規定にかかるわらず、荷物を引き渡すときに運賃等を荷受人から收受することができます。
- 運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 当店は、收受した運賃の割戻しません。

（第三章 荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

- 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまで、一日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合
- 送り状に荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日
- 送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合
- 送り状に記載した荷物受取日から相当の日数を経過した日

（荷物の引渡し）

（裏面に続く）

